

☆ 知って得する情報(第 20 回)

： 今回から相続税について簡単にわかりやすく説明します . . .

* 財産を相続すると . . .

1、誰が相続人になるの？

・ポイント：ある人の死亡によってその財産を承継できる人は民法で定められており、これを「法定相続人」と言います。しかし、実際に誰が財産を相続するかは、遺言や法定相続人の遺産分割協議によって決まります。したがって、法定相続人が財産を相続するとは限りません。

2、財産の分配はどうするの？

・法定相続分はいくらか？

法定相続人	法定相続分
配偶者と子供	配偶者 1/2、子ども全体で 1/2 を分配 ：複数の子供がいれば、子ども全体の法定相続分 1/2 をさらに均等に割ります。
配偶者と父母又は母(子供はいない)	配偶者 2/3、父また母が 1/3 を分配
配偶者と兄弟姉妹 (子供両親はいない)	配偶者 3/4、兄弟姉妹が 1/4 を分配
子供だけ (配偶者はいない)	子ども全体で 100%を分配
父または母だけ (配偶者、子供はいない)	父または母が 100%を分配
兄弟姉妹だけ (配偶者、子供、両親はいない)	兄弟姉妹で 100%を分配

3、遺言について

・ポイント：遺産の相続をめぐる財産争いを防ぐために遺言書を活用する人が増えています。遺言書は財産を贈与する法的効果があり、相続人の思いを記載した遺書とは区別されます。遺言書には「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」がありますが、トラブルを避けるためには「公正証書遺言」がすぐれています。

遺書	被相続人の思いを記載します。内容、形式は自由です。 (例)「兄弟は仲良くしろ。残された母を大切に . . .」
遺言書	財産を贈与する法律上の効果があります。 (例)「財産の 1/2 を母に 1/4 を長男に . . .」 中には遺書に相当する内容を含んだものがありますが、遺言書としては効果がありません。

① 自筆証書遺言

遺言者が自ら記載し、押印します。(定められた方式でなければ効果がありません)
証人がいらず、いつでも、どこでも作成ができ、費用もかかりませんが、遺言者の死亡後、遺言書が発見されない場合や発見されても隠匿あるいは破棄される恐れがあります。開封するには裁判所の検認が必要です。

② 公正証書遺言

遺言者が公証人に遺言の内容を口述し、公証人がこれを筆記して作成します。
(手話通訳又は筆談により作成することもできます。)
2人の証人と手数料が必要ですが、隠匿・破棄の危険性がなく確実な遺言書です。

③ 秘密証書遺言書

遺言者が遺言の内容を秘密にしたまま、遺言書を封印します。遺言書を封印したまま公証人及び2人以上の承認の前に封書を提出し、自分の遺言書であることを申し述べます。開封するには裁判所の検認が必要です。

* 遺言書の作成が特に必要と思われる方

- ・ 子がなく配偶者と兄弟姉妹が相続になる場合、配偶者にすべての財産を相続させたい場合
- ・ この配偶者に財産を相続させたい場合
- ・ 一代飛ばして孫の相続させたい場合

* 遺言書は書き直すことも可能です。その場合、日付の新しいものが有効となります。

次回は、「遺留分」等について説明します。

木曾岬町商工会 石 崎